

第6章 第1号被保険者の保険料

1. 介護給付費と実質保険料
2. 第1号被保険者の保険料算定
3. 一宮町・千葉県平均・全国平均における基準額の推移

第6章 第1号被保険者の保険料

1. 介護給付費と実質保険料

第7期計画の介護給付費は3年間で約4.8%増加しています。

また、第1号保険料基準額は5,100円でしたが、実質保険料額は4,810円と基準額を下回っている状況です。※令和2年度は実績見込額です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
居宅サービス費	360,413,782円	352,795,207円	379,219,470円	1,092,428,459円
地域密着型サービス費	136,263,628円	146,502,600円	153,855,086円	436,621,314円
施設サービス費	320,630,846円	357,273,197円	324,121,781円	1,002,025,824円
居宅介護支援費	42,828,745円	43,064,223円	45,400,857円	131,293,825円
特定福祉用具購入費	1,071,181円	926,101円	992,853円	2,990,135円
住宅改修費	2,450,963円	2,117,960円	2,690,319円	7,259,242円
高額介護サービス費	20,805,434円	23,306,013円	23,110,818円	67,222,265円
審査支払手数料	661,050円	668,900円	668,250円	1,998,200円
特定入所者介護サービス費	34,074,304円	34,409,513円	32,775,498円	101,259,315円
高額医療合算介護サービス費	196,562円	3,255,946円	3,331,611円	6,784,119円
①標準給付費	919,396,495円	964,319,660円	966,166,543円	2,849,882,698円
②地域支援事業費	46,694,203円	45,774,118円	45,921,000円	138,389,321円
合計(①+②)	966,090,698円	1,010,093,778円	1,012,087,543円	2,988,272,019円
第1号被保険者負担割合	23%			
第1号被保険者数	3,941人	3,969人	3,998人	11,908人
実質保険料額	4,810円			
第1号保険料額	5,100円			
全国平均保険料額	5,864円			

第6章 第1号被保険者の保険料

2. 第1号被保険者の保険料算定

第1号被保険者の保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、以下の手順で算出されます。

①第1号被保険者負担相当額の算出

第8期計画（令和3年度から令和5年度）の3年間の介護や予防にかかる費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する額（全体の23%）を求めます。

$$\text{（標準給付費＋地域支援事業費）} \times \text{第1号被保険者負担割合（23\%）} \\ = \text{第1号被保険者負担分相当額}$$

第8期計画における給付費の推計は、それぞれ以下のように見込みました。

■介護サービス給付費の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス費	377,069,000 円	391,031,000 円	410,638,000 円
(2) 地域密着型サービス費	166,779,000 円	168,260,000 円	172,939,000 円
(3) 施設サービス費	337,420,000 円	362,420,000 円	387,815,000 円
(4) 居宅介護支援費	44,166,000 円	45,237,000 円	45,586,000 円
(5) 特定福祉用具購入費	1,082,000 円	1,082,000 円	1,082,000 円
(6) 住宅改修費	2,469,000 円	2,469,000 円	2,469,000 円
小計（Ⅰ）	928,985,000 円	970,499,000 円	1,020,529,000 円

■介護予防サービス給付費の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス費	11,820,000 円	12,974,000 円	13,041,000 円
(2) 介護予防支援費	1,932,000 円	1,988,000 円	2,095,000 円
(3) 介護予防福祉用具購入費	257,000 円	257,000 円	257,000 円
(4) 介護予防住宅改修費	1,048,000 円	1,048,000 円	1,048,000 円
小計（Ⅱ）	15,057,000 円	16,267,000 円	16,441,000 円

■総給付費

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ）	944,042,000 円	986,766,000 円	1,036,970,000 円

第6章 第1号被保険者の保険料

■標準給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	944,042,000 円	986,766,000 円	1,036,970,000 円	2,967,778,000 円
特定入所者介護サービス費	28,845,832 円	27,706,184 円	28,765,238 円	85,317,254 円
高額介護サービス費	23,636,275 円	24,431,680 円	25,408,948 円	73,476,903 円
高額医療合算介護サービス費等	3,500,000 円	3,500,000 円	3,750,000 円	10,750,000 円
審査支払手数料	655,350 円	670,200 円	678,200 円	2,003,750 円
標準給付費見込額 (I)	1,000,679,457 円	1,043,074,064 円	1,095,572,386 円	3,139,325,907 円

※特定入所者介護サービス費および高額介護サービス費は財政影響額調整後のもの。

■地域支援事業費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費見込額 (II)	50,455,000 円	53,405,106 円	56,554,318 円	160,414,424 円
介護予防・日常生活支援 総合事業費	22,705,000 円	24,237,351 円	25,873,123 円	72,815,474 円
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)・任意事業費	21,007,000 円	22,424,755 円	23,938,195 円	67,369,950 円
包括的支援事業費 (社会保障充実分)	6,743,000 円	6,743,000 円	6,743,000 円	20,229,000 円

合計 (I + II)	1,051,134,457 円	1,096,479,170 円	1,152,126,704 円	3,299,740,331 円
-------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

合計(標準給付費見込額 + 地域支援事業費見込額)

(令和3年度 から 令和5年度)

3,299,740,331 円

上記で算出した合計額に第1号被保険者の負担割合である23%を乗じました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者負担分相当金額	241,760,925 円	252,190,209 円	264,989,142 円	758,940,276 円

第1号被保険者負担分相当金額

(令和3年度 から 令和5年度)

758,940,276 円

第6章 第1号被保険者の保険料

②保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため「調整交付金」の要素を加味し、また介護保険料の引上げ幅を抑制するために「介護給付費準備基金」、「県財政安定化基金」を取崩す金額を差引くことで保険料収納必要額を算出します。

$\text{(第1号被保険者負担相当金額+調整交付金相当額-調整交付金見込額-町準備基金取崩額-県財政安定化基金取崩額)} = \text{保険料収納必要額}$

調整交付金とは、前期高齢者と後期高齢者の人口割合や、所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金のことです。全国平均は5%ですが、町では第8期計画において平均交付割合は5.03%と見込んでいます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	1,000,679,457 円	1,043,074,064 円	1,095,572,386 円	3,139,325,907 円
介護予防・日常生活支援 総合事業見込額	22,705,000 円	24,237,351 円	25,873,123 円	72,815,474 円
第1号被保険者 負担分相当金額	241,760,925 円	252,190,209 円	264,989,142 円	758,940,276 円
調整交付金相当額	51,169,223 円	53,365,571 円	56,072,275 円	160,607,069 円
調整交付金見込 交付割合	5.18%	5.00%	4.90%	-
調整交付金見込額	53,011,000 円	53,366,000 円	54,951,000 円	161,328,000 円

町準備基金残額（令和2年度末見込）	195,000,000 円
町準備基金取崩	39,000,000 円
県財政安定化基金交付金の取崩	0 円

<p>保険料収納必要額 (第1号被保険者負担相当金額+調整交付金相当額-調整交付金見込額 -町準備基金取崩額-財政安定化基金取崩額) (令和3年度 から 令和5年度) 719,219,345 円</p>

※町準備基金取崩については、第1号被保険者の負担を抑えるため、第8期計画では39,000,000円の取り崩しを行います。

※財政安定化基金とは、町の介護保険財政が介護給付費の増加や収納率の低下等で赤字にならないために県が設置している基金のことです。

③保険料基準額（月額）の算出

保険料収納必要額を、予定される介護保険料収納率で除すことで第1号被保険者が全体でまかなうべき総額を算出します。それを第1号被保険者数で除すことで、第1号被保険者1人あたりの平均保険料（月額）を求めます。

$$\begin{aligned} & \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率(99\%)} \\ & \div \text{第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)} \div 12 \\ & = \text{第1号被保険者1人あたりの平均保険料 (月額)} \end{aligned}$$

令和2年10月の所得段階別人口割合をもとに、令和3年度から令和5年度までの所得段階別人数を見込みました。高齢者の増加に伴いサービス利用者が増加し、給付費が増加する見込みですが、第1号被保険者の増加および町準備基金の取り崩しに伴い保険料は低下します。

		所得段階別加入者数			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
非課税世帯	第1段階	665人	667人	669人	2,001人
	第2段階	275人	275人	276人	826人
	第3段階	223人	224人	225人	672人
	第4段階	713人	715人	717人	2,145人
課税世帯	第5段階	554人	557人	558人	1,669人
	第6段階	658人	660人	662人	1,980人
	第7段階	449人	450人	452人	1,351人
	第8段階	265人	265人	266人	796人
	第9段階	207人	208人	208人	623人
計		4,009人	4,021人	4,033人	12,063人
所得段階別加入割合補正後被保険者数		4,024人	4,036人	4,048人	12,109人

第8期計画 第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）

$$\begin{aligned} & \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率(99\%)} \\ & \div \text{第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)} \div 12 \\ & \mathbf{5,000円 (第7期計画 5,100円)} \end{aligned}$$

第6章 第1号被保険者の保険料

④所得段階の設定

第7期計画同様、所得水準に応じてきめ細かな保険料の設定を行うため、また、多くの自治体で特例段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、第8期計画においても引き続き段階設定を「9段階」とします。

	段 階	対 象 者	基準額に 対する割合	保 険 料	
				月 額	年 額
非 課 税 世 帯	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	0.3	1,500円	18,000円
	第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超120万円以下の方	0.5	2,500円	30,000円
	第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、120万円超の方	0.7	3,500円	42,000円
	第4段階	・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円以下の方	0.9	4,500円	54,000円
課 税 世 帯	第5段階	・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超の方	1.0	5,000円	60,000円
	第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の方	1.2	6,000円	72,000円
	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上210万円未満の方	1.3	6,500円	78,000円
	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上320万円未満の方	1.5	7,500円	90,000円
	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上の方	1.7	8,500円	102,000円

※第1段階から第3段階については、消費税増税に伴う公費を投入した軽減措置が実施されています。

※今後の国の動向によっては、基準額に対する割合が変更となることがあります。

3. 一宮町・千葉県平均・全国平均における基準額の推移

	第1期 (H12~14年度)	第2期 (H15~17年度)	第3期 (H18~20年度)	第4期 (H21~23年度)	第5期 (H24~26年度)	第6期 (H27~29年度)	第7期 (H30~R2年度)
一宮町	2,100 円	2,150 円	3,300 円	3,700 円	4,250 円	5,200 円	5,100 円
千葉県	2,700 円	2,872 円	3,590 円	3,696 円	4,423 円	4,958 円	5,265 円
全国	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	5,864 円

